

メドコムサービス契約約款

個別規程（通信回線）

株式会社メドコム
2024年4月1日現在

第1条（契約の単位）

株式会社メドコム（以下、「当社」といいます。）は、メドコムサービスの個別規程（通信回線）を定め、これによりメドコムサービスの回線等接続サービスを提供します。当社と契約者は、メドコムサービスを利用する端末毎に本約款に基づく通信回線契約を締結します。

2 契約者は、メドコムサービスにおいて当社から貸与される端末と組み合わせて利用することができます。

第2条（通信回線契約に基づき提供される回線等接続サービスの内容）

メドコムサービスの個別規程（通信回線）の品目は次の通りです。

品目	内容
データ通信	データの通信によるサービス。なお、データ通信量に応じた課金となります。

2 メドコムサービス契約のネットワークタイプは次の通りです。

ネットワークタイプ	内容
インターネット接続（NAT）	動的プライベート IPv4 アドレスが利用可能であるもの。

3 メドコムサービス契約の開通日は次の通りです。

開通日	内容
回線（SIM）開通日	当社と契約者が SIM を開通する日として合意した日に通信回線を開通し、同日をメドコムサービス契約に係るメドコムサービスの課金開始日とします。

4 メドコムサービス契約の回線種別は次の通りです。

回線種別	内容
LTE	NTT ドコモの LTE 網。

5 メドコムサービス契約のデータ通信量に応じた料金体系は第 9 条に定める通りです。

データ通信	料金体系
データ通信量区分	1.0GB 未満 1.0GB 以上～1.5GB 未満 1.5GB 以上～2.0GB 未満 2.0GB 以上～3.0GB 未満 3.0GB 以上は個別にご相談させていただきます

6 メドコムサービス契約の SIM 種別区分は次の通りです。

SIM 種別区分	内容
データ通信 SIM	PS domain(Packet Switched/パケット交換)と CS domain(Circuit Switched/回線交換)による接続を行う SIM

第 3 条 (最低利用期間)

メドコムサービス契約における各通信回線の最低利用期間は、課金開始日から 36 カ月とします。

第 4 条 (IP アドレスの特定)

契約者が メドコムサービス契約において使用する IP アドレスは、当社が指定します。

2 契約者は、前項の IP アドレス以外の IP アドレスを使用して メドコムサービスを利用することはできません。

第 5 条 (利用条件)

契約者は、メドコムサービスにおいて当社から提供を受けた役務、SIM その他一切について第三者に譲渡 (有償、無償を問わず、また単に第三者に提供する場合も含みます。以下同じとします。) してはならないものとします。ただし、当社が定める方法により契約者から当社に対し事前に書面による通知を行い、当社が承諾した場合はこの限りではありません。

2 メドコムサービスの移動無線通信網に接続する端末設備は、当社が指定する端末設備である必要があり、契約者は、当社が端末設備に関する接続試験その他端末設備に関する確認を求めた場合は、その求めに応じるものとします。

3 契約者は、本サービスを利用するにあたり自己の責任と費用をもって、電気通信事業者等の電気通信サービスを利用して契約者設備をインターネット等ネットワーク回線に接続するものとします。

第 6 条 (端末および SIM の貸与及び管理)

当社は契約者に契約が成立した回線分の端末及び SIM を貸与します。契約者は、当社が貸与する端末及び SIM につき、次の事項を遵守するものとします。

- (1) 当社の承諾がある場合を除き、分解、損壊、その他通常の用途以外の使用をしないこと
- (2) 当社の承諾がある場合を除き、端末及び SIM について、貸与、譲渡その他の処分をしないこと
- (3) 端末及び SIM を善良な管理者の注意をもって管理すること

2 メドコムサービス契約が事由の如何を問わず終了した場合、その他端末及び SIM を利用しなくなった場合には、契約者は契約者の責任において 端末及び SIM を当社に返却するものとします。

第7条（故障又は亡失が生じた場合の措置等）

端末及びSIMに故障が生じた場合又は契約者が端末及びSIMを亡失した場合は、当社は契約者の要請により、送料、手数料を含む実費にて端末及び代替SIMを提供します。

2 SIMに故障が生じた場合又は契約者がSIMを亡失した場合であっても、当該故障又は当該亡失が生じた期間中における契約者と当社との間の当該SIMに係るメドコムサービス契約は有効に存続するものとします。

3 亡失した端末又はSIMが発見された場合、契約者の責任において、当社の指示する方法及び手続に従って当社に返却するものとします。

4 当社は、契約者が亡失した端末又はSIMについて、一切の責任及び義務を負わないものとします。

第8条（解除の効力が生ずる日）

メドコムサービス契約における当該契約の解除の効力が生ずる日は、契約者が当社所定の解約申込書で通知をした場合、当該通知が当社に到着した日または、解除申込書に記載の解除日の属する月の月末のいずれか遅い日とします。

第9条（料金）

契約者が、メドコムサービスの利用に関して支払うべき料金の額は、別紙1のとおりとします。この場合において、初期費用の支払義務はメドコムサービスの契約を当社が承諾し当該契約が成立した時点、月額費用の支払義務は回線開通日に、それぞれ発生するものとします。

2 契約者は、本サービスの利用料金及びその消費税相当額を当社が指定する期日までに、当社が指定する方法により支払うものとします。振込手数料その他の諸費用が生じる場合には、契約者が負担するものとします。

3 当社は、契約者が前項に基づく支払を行わない場合には、本サービスの停止又は一般規程第27条第1項に基づく解除をすることができます。

第10条（サービスの品質保証又は保証の限定）

メドコムサービスは、NTTドコモの移動無線通信及びIIJの通信網に係る通信網において通信が著しく輻輳したとき、電波状況が著しく悪化した場合又はその他NTTドコモ又はIIJの定めに基づき、通信の全部又は一部の接続ができない場合や接続中の通信が切断される場合があり、当社は、その場合において契約者又は第三者に発生した損害について何ら責任を負うものではありません。

2 通信が低速（最大256kbps）の状態ですら直近3日間のデータ通信量が1.0GBを超えた場合には、通信が遅くなる場合があります。

3 一定時間以上にわたって接続が継続する場合には、当該接続を切断する場合があります。また、一定時間以上にわたって回線は接続されているが全く利用されていない無通信状態が続く場合には、当該接続を切断する場合があります。

4 前項に定める事項のほか、メドコムサービスは、その通信の可用性、遅延時間その他通信の品質について保証するものではありません。

第11条（機能の制限）

契約者は、第5条（利用条件）第2項に定める端末設備以外の通信手段を用いたメドコムサービスの利用、及びメドコムサービスにおいて当社が指定するダイヤルアップ接続の接続先以外への接続による通信を行ってはならないものとします。

2 契約者は、メドコムサービスにおいて、SIMを、音声通話など回線交換による通信の用途に供してはならないものとします。

附則

2020年4月1日施行

2024年4月1日一部改正（商号及びサービス名の変更）

別紙 1 メドコムサービスにおける料金等[第 10 条関係]

1 初期費用

契約時事務手数料として、メドコムサービスの契約が成立した回線毎に 3,000 円（消費税相当額を除く）

2 端末の貸与及びメドコム基本サービスの月額料金（端末 1 台あたりの料金）

- (1) メドコムサービス契約においては、別段の合意をした場合を除き、初月におけるデータ通信量は、下記の表のうち「1.0GB 未満」として契約するものとします。また、各月のデータ通信量は、契約者にかかる全回線のデータ通信量を、当月の末日の終了時点における当該回線の数で除することにより算定するものとします。
- (2) データ通信超過料金及びメドコムサービス契約の解除日の属する月の料金の算定においては、当月の末日まで課金されます。料金は利用月ごとに算定するものとし、日割計算は適用されませ A あん。
- (3) データ通信量の計算においては、契約者のデータ通信超過量が 1MB 未満の場合は、1MB に切り上げデータ通信量を計算します。
- (4) 直近 2 ヶ月のデータ通信量が連続して 1.0GB 以上となった場合、そのデータ通信量に応じて、翌月 1 ヶ月間の月額料金は直近の 1 か月のデータ通信量を基準にそれぞれ下記の表の記載の通り変更となります。
- (5) 1 回線あたりのデータ通信量が 1GB 以上の料金が適用されている場合にあつて 1 回線あたりの 1 ヶ月のデータ通信量が 1.0GB 未満となった場合、翌月からの料金は 1.0GB 未満の料金（1,730 円）となります。

直近 1 ヶ月のデータ通信量	月額料金（消費税相当額を除く）
1.0GB 未満（基本サービス料）	1,730 円
1.0GB 以上 1.5GB 未満	1,980 円
1.5GB 以上 2.0GB 未満	2,230 円
2.0GB 以上 3.0GB 未満	2,430 円
3.0GB 以上の場合	別途ご相談